

～ 測量業者登録を受けている皆様へ ～

提出を忘れずに！！

北海道開発局 事業振興部 建設産業課 企画係
〒060-8511
札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎
TEL:011-709-2311 (内5890)

登録を受けている測量業者は、以下1～3の書類を提出する義務があります。これらの提出を怠ると、登録が削除されること等がありますので十分に注意してください。

1. 測量法第55条の8の規定に基づく書類（財務報告）

毎年、事業年度終了の日から3ヶ月以内に、当該事業年度の財務に関する書類等を提出しなければなりません。

2. 変更登録の申請等

次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく変更登録の申請等を提出しなければなりません。

- ①商号又は名称
- ②登録営業所の名称又は所在地（新設・廃止を含む）
- ③資本金又は出資の額（法人のみ）
- ④役員の氏名（法人）／事業主の氏名（個人）
- ⑤主として請け負う測量の種類
- ⑥定款（法人のみ）

3. 廃業等の届出

次に掲げる事項に該当することとなったときは、その日から30日以内に（ ）に掲げる者がその旨を届け出なければなりません。

- ①個人である測量業者が死亡した場合（その相続人）
- ②法人が合併により消滅した場合（その法人を代表する役員であった者）
- ③法人が破産手続開始の決定により解散した場合（その破産管財人）
- ④法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合（その清算人）
- ⑤測量業を廃止した場合（測量業者であった法人を代表する役員又は測量業者であった個人）

また、登録の拒否要件に該当するに至ったとき（測量法第55条の6第1項第2号を除く。）、測量業者は、遅滞なく、その旨を届け出ることとなっています。（※例：測量士が置かれなくなった場合など）

※ 上記のほか、登録の有効期間（5年）満了後も引き続き測量業を営もうとする場合は、有効期間満了の日の90日前から30日前までの間に更新登録の申請書類を提出しなければなりません。提出がない場合は、有効期間満了とともに登録が削除されますので十分に注意してください。